

書面化の推進について

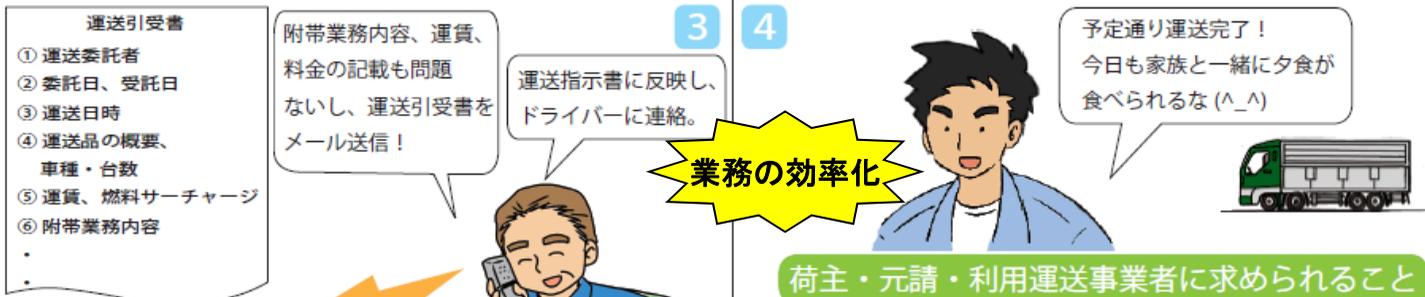
国土交通省においては、トラック事業における適正取引の推進及び安全運行の確保に向け荷主と協働の下、運行条件に係る重要事項について書面化を推進します。

これからのトラック事業者のルール

- ・運送業務、附帯業務、運賃、料金等についての**重要事項を示す書面(運送引受書)**を、**運送行為前に**、運送申込者にメールやFAXで送付してください。
- ・運送申込者に交付した書面は**1年間保存**してください。

安全と適正取引のために！！

～ これから ～



荷主・元請・利用運送事業者に求められること

- | | |
|---|---------|
| 1 | 十分な意思疎通 |
| 2 | 運送状の提供 |
| 3 | 安全運行支援 |

適正運賃・料金收受



安全と適正取引のために！！

～今まではこんなこともあった～



本件に関する相談窓口

- 国土交通省自動車局貨物課 03 (5253) 8575
- 所管運輸局自動車交通部貨物課
- 所管運輸支局
- (公社)全日本トラック協会 03 (5323) 7625
- 都道府県トラック協会

※そのほか「燃料サーチャージ制導入」及び「適正取引の推進」に係るご相談についても受付けております。